

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年6月22日認可した。

平成27年6月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）天神地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）寒風地区
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）不動南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横矢地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中下下地区
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）正塚地区